

## 病院運営協議会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信濃町立病院事業の設置等に関する条例第10条に定める病院運営協議会（以下「協議会」という。）の公募委員の選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募にあたっては、信濃町公式ホームページ及び信越病院ホームページに、次の各号に掲げる事項を掲載してこれを行うものとする。

- (1) 協議会の名称、概要及び募集趣旨
- (2) 公募人数
- (3) 応募資格
- (4) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (5) 任期
- (6) 応募方法
- (7) 公募期間
- (8) 選考方法及び結果発表
- (9) 問合せ先
- (10) その他必要と認める事項

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、選任予定日において次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 町内に居住又は在勤する者
- (2) 満20歳以上の者
- (3) 当町の職員又は町議会議員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、別に定める病院運営協議会公募委員申込書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 応募者は前項に掲げる書類を、公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくは電子メールにより提出しなければならない。

(選考の方法)

第5条 公募委員の選考は、提出された書類により行うものとする。なお、協議会において幅広い意見を求めるため、公募委員の選考は、次の各号に定める者を優先する。

- (1) 女性
- (2) 45歳までの者

(応募者への通知等)

第6条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。

2 前項により通知する内容は、当該応募者に係る採用の可否とし、文書によりこれを行うものとする。

3 申込書は、応募者に返却しないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか病院運営協議会委員の公募に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。